

会 員 各 位

新 潟 県 税 理 士 協 同 組 合

理 事 長 西 片 多 門

教育情報担当常務理事 小 菅 洋 司

共 催 関 東 信 越 税 理 士 会 新 潟 県 支 部 連 合 会

平成 30 年度 実務研修会のご案内

平素は当税協に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税協の教育情報事業の一環として下記の通り**税理士 岩下忠吾先生**を講師に実務研修会を開催いたします。会員並びに職員のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 平成 30 年 4 月 11 日 (水) 10 : 00 ~ 16 : 00 (受付 9 : 30 ~)

タイムスケジュール	10 : 00 ~ 12 : 00	研 修
	12 : 00 ~ 13 : 00	昼 食
	13 : 00 ~ 14 : 30	研 修
	14 : 30 ~ 14 : 45	休 憩
	14 : 45 ~ 16 : 00	研 修

2. 場 所 ホテルニューオータニ長岡
長岡市台町 2 - 8 - 35 TEL 0258-37-1111

3. テ ー マ 「相続税の重要項目の再点検 (税制改正も含めて)」

4. 内 容

平成 27 年からの相続税の課税強化を受けて、その課税割合が全国平均で 4.4% (平成 26 年) から 7.98% (平成 27 年) へ倍増し、東京国税局管内では 17.6% (被相続人数 253,150 人、課税対象 44,590 人) となっています。

このような背景の中、平成 30 年度の相続税改正の内容が公表され、そのうち目玉の一つが「中小企業の事業承継税制の要件緩和」です。

このほか、小規模宅地等の特例のうち、特定居住用宅地等及び貸付事業用宅地等の適用要件の見直し、一般社団法人等による節税への対応、相続税の申告所の添付書類の見直しが行われ、更に広大地の評価に代わる地積規模の大きな宅地の評価の採用など硬軟合わせた改正が行われたところでは。

今回の研修では、上記の各制度の背景から改正内容の重要性について、事例を交えて解説いたします。

【主な内容】

- 1 非上場株式等の納税猶予
 - (1) 事業承継への取組みのポイント
 - (2) 現行制度の確認と新制度の内容及び比較検討
 - (3) 今後の選択基準と対応
- 2 小規模宅地等の特例
 - (1) 対象宅地等の要件
 - (2) 改正内容と影響
- 3 一般社団法人による相続税の課税回避への対応
- 4 特定の美術品に係る相続税の納税位猶予
- 5 相続税の申告書の添付書類
- 6 地積規模の大きな宅地の評価
- 7 その他

5. 受講料	組合員・賛助会員	一人4,000円(昼食・テキスト代込み)
	組合員・賛助会員の職員	一人5,000円(昼食・テキスト代込み)
	非組合員及びその職員	一人8,000円(昼食・テキスト代込み)

6. 申込方法 同封の振込用紙に必要事項記入の上、**3月23日迄**にお振込み下さい。

定員 500名

キャンセルは3月30日までお受けいたします。3月31日以降のキャンセル及び当日の欠席の場合、受講料の返金はいたしません。研修会終了後にテキストをお送りいたします。

7. 講師 税理士 岩下忠吾氏

<講師のプロフィール>

昭和48年税理士登録。

現在、租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員などを務める。著書多数。

(注1) 質問については書面で3月末日迄に事務局に提出して下さい。

(注2) 研修受講カード(名刺サイズ)をご持参ください。(研修時間5時間)

(注3) F P 継続教育 日本F P 協会認定承認番号をお渡しいたします。
課目 … 相続事業承継 (単位5.0)

◆ 問合せ先 新潟県税理士協同組合 事務局

TEL 025-225-2201
FAX 025-225-2221